

# 由布市・田北奨学資金のご案内

【令和8年3月版】

由布市教育委員会では、学ぶ意欲があるにもかかわらず経済的な理由で修学が困難な方へ、無利子で、奨学資金の貸与を行っています。

奨学資金は、貸与を受けた総額を返還していただく「一般型奨学資金」と、条件付きで返還する金額が最大で半額免除される「返還免除型奨学資金」があります。

現在、由布高等学校を卒業して大学等へ進学する方は「返還免除型奨学資金」を申込みむときの要件が緩和されています。(令和6年4月特例条例施行)

## 【奨学生の募集時期】

奨学金・・・・・・・・・・毎年4月

入学一時金・・・・・・・・・・毎年4月、10月、1月

## 【申込書類の提出先】

本庁舎・・・・・・・・・・教育委員会 教育総務課

挾間庁舎・・・・・・・・・・地域振興課 市民窓口係

湯布院庁舎・・・・・・・・・・地域振興課 市民窓口係

## 目次

- 奨学資金の申込みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p2
- 奨学資金の貸与について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p4
- 奨学資金の返還について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p5
- 奨学資金に関する各種手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・p6
- 様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p8

## 【お問い合わせ先】

由布市教育委員会 教育総務課

☎097-582-1177 (直通)

## 奨学資金の申込みについて

奨学資金の貸与を希望する方は、以下のことに注意して申込みをしてください。

### ■対象の学校

奨学資金の貸与を受けることができる学校は、次のとおりです。

高等学校等	高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程に限る）
大学等	大学（大学院を除く）、専修学校（専門課程に限る）

### ■奨学生の要件

奨学資金の貸与を希望する方は、次の要件を満たしている必要があります。

一般型奨学資金
(1) 奨学生または保護者等が1年以上由布市に住んでいる
(2) 学校に在学しているか入学する者である
(3) 経済的理由により学資の支弁が困難である（※別紙 家計基準参照）
(4) 向学心に富み、学業その他の優れた資質を有している

●一般型奨学資金の要件に加えて申込時点で次の要件を満たすときは、返還免除型奨学資金の申込みをすることができます。募集人数は毎年度10人までです。

返還免除型奨学資金
(1) 市民税の所得割が非課税の世帯である
(2) 学校を卒業した後、由布市内に居住する意思がある

※由布高等学校を卒業して大学等へ進学する方（卒業から進学までの期間が1年以内の者）は、市民税の所得割が非課税の世帯でなくても、学校を卒業した後に由布市内に居住する意思があれば返還免除型奨学資金の申込みをすることができます。由布高等学校を卒業した方の分については、募集人数に上限はありません。

### ■連帯保証人

次の要件を満たす連帯保証人が2人必要です。

(1) 大分県内に在住の成人で、独立して生計を営み、弁済能力のある方
(2) 連帯保証人のうち1人は、原則、保護者

### ■貸与する奨学資金の区分・用途

貸与する奨学資金には2つの区分・用途があります。

奨学金	学校に在学する者が修学に必要な資金に充てるもの
入学一時金	大学等に入学する者が入学に必要な資金に充てるもの

### ■奨学資金の貸与金額

奨学資金は、学校区分に応じて次の金額を貸与します。

学校区分	奨学金(月額)	入学一時金
高等学校等	12,000円	—
大学等	20,000円	200,000円以内

※奨学金の貸与期間は奨学生が在籍する学校の正規の修業期間が上限です。

※高等学校等に入学する方へ入学一時金の貸与は行っていません。

### ■奨学資金の貸与時期

奨学資金は、区分に応じて次の時期に口座へ振り込みます。

奨学金	毎年6月、10月
入学一時金	奨学生と決定した日から30日以内

### ■奨学資金の申込時期

奨学資金の申込みは、次の期間内に申込書類を提出する必要があります。

奨学金	毎年 4月15日～末日
入学一時金	毎年 4月15日～末日
	毎年10月15日～末日
	毎年 1月15日～末日

※奨学金は年1回、入学一時金は年3回募集を行います。

### ■申込みに必要な書類

(1) 奨学資金貸与申込書(記入欄は両面あります)

(2) 添付書類(次の①～⑤が必要です)

①世帯全員の住民票の写し

②世帯全員の所得課税証明書

③在学証明書または合格通知書その他学校が入学することを認めた書類

※入学前に入学一時金の貸与を受けた方は、入学後に在学証明書が必要です。

④成績表等の写し

⑤連帯保証人の所得証明書

※奨学資金の申込みに所得制限はありません。審査に必要となりますので奨学資金貸与申込書の「生活の状況」欄はなるべく詳しく記入してください。

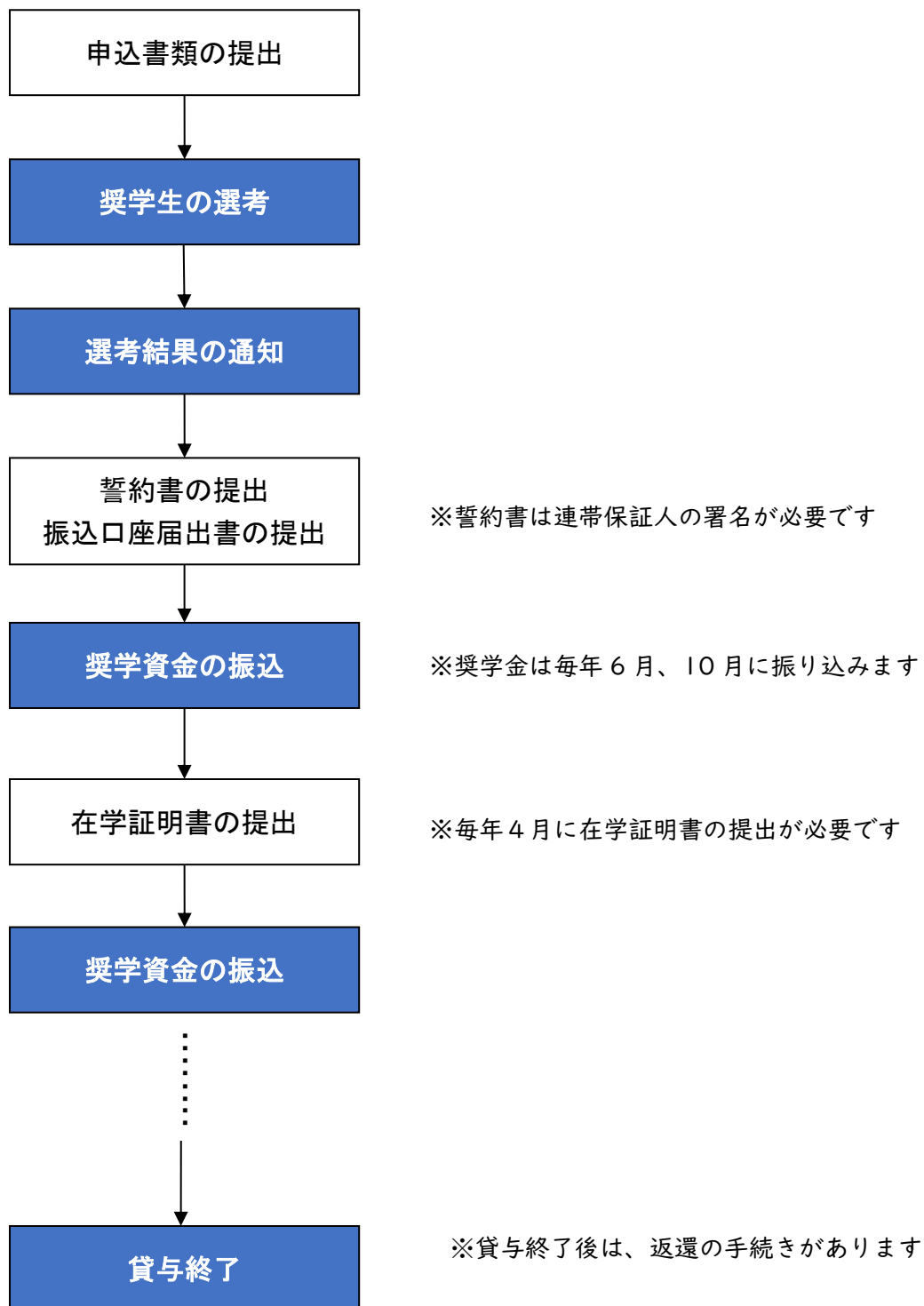
### ■申込書類の提出先

申込期間内に、申込書類を次のいずれかの窓口へ提出してください。

- ・教育委員会 教育総務課(本庁舎)
- ・地域振興課 市民窓口係(挾間庁舎、湯布院庁舎)

## 奨学資金の貸与について

申込期間の経過後、由布市・田北奨学会にて奨学生の選考を行います。  
奨学生と決定された方には奨学生決定通知書にて決定内容をお知らせします。  
奨学生と決定されたら、誓約書と振込口座届出書を提出いただきます。  
奨学金の貸与を受ける奨学生は、毎年4月に在学証明書の提出が必要です。



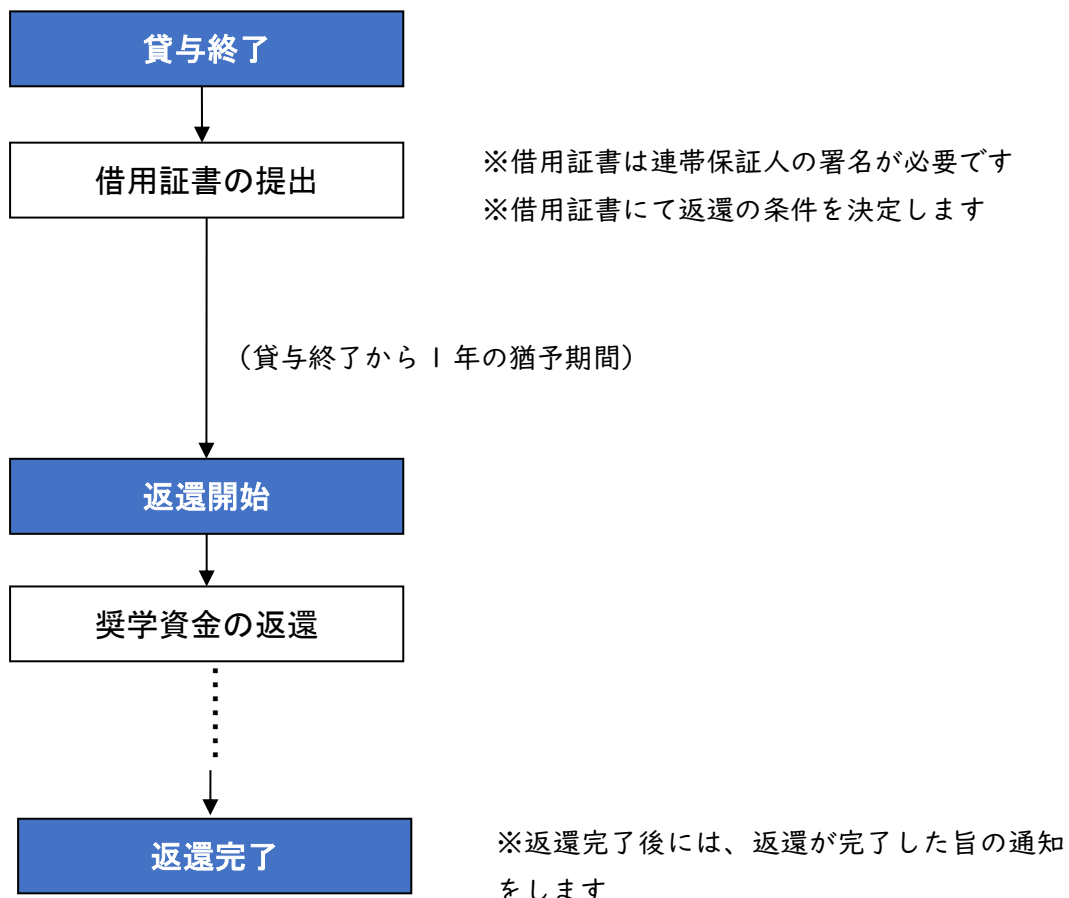
## 奨学資金の返還について

奨学資金の返還は、次の世代へ持続的な奨学資金の貸与を行っていくための大切な原資となります。返還が滞ることのないように計画的な返還をお願いします。

なお、正当な理由がなく奨学資金の返還を怠ったときは、貸与した全額の一括返還を求める場合があります。

	一般型奨学資金	返還免除型奨学資金
利息	無利息	
返還期間	貸与が終了した1年後から返還が始まり、10年以内	貸与が終了した1年後から返還が始まり、奨学生が在籍する学校の正規の修業期間の2倍の期間を下限として10年以内 (例：4年制大学のときは、8年～10年以内)
	※入学一時金みの貸与を受けたときは、貸与が終了した1年後から、20月以内	
割賦方法	月賦、半年賦、年賦	
返還方法	納付書払い、銀行口座振込（振込手数料は本人負担）	

※返還免除型奨学資金の返還免除に関する手続きは、次ページ以降の「返還免除に関する手続き」をご覧ください。



## 奨学資金に関する各種手続きについて

### ■異動の手続きについて

次に該当するときは、異動の届け出が必要です。

異動の内容によっては、奨学資金の貸与が休止または廃止される場合があります。

なお、奨学資金が廃止されたときは、貸与した全額の一括返還を求める場合があります。

- (1) 奨学生が休学、復学、転学、退学したとき
- (2) 奨学生が停学その他の処分を受けたとき
- (3) 奨学生または奨学生であった者の連帯保証人が欠けたとき
- (4) 奨学生または奨学生であった者、保護者等、連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき
- (5) 奨学生または奨学生であった者が死亡したとき  
※保護者等、連帯保証人又は遺族が届け出てください

#### 【届け出に必要な書類】

- ①異動届
- ②添付書類（申請内容が事実であることを証明する書類）

### ■返還猶予の手続きについて

次に該当するときは、返還猶予の申請を行うことができます。

- (1) 奨学生であった者が進学するとき
- (2) 災害等により損害を被り、返還が困難となったとき
- (3) 傷病等により返還が困難となったとき
- (4) やむを得ない理由によって返還が困難となったとき

#### 【申請に必要な書類】

- ①奨学資金返還猶予申請書
- ②添付書類（申請内容が事実であることを証明する書類）

### ■返還免除の手続きについて

次に該当するときは、返還免除の申請を行うことができます。

- (1) 返還免除型奨学資金の貸与を受けていたとき

返還期間のうち由布市に住所がある期間は、申請により、年度ごとに返還する奨学資金の半額が免除されます。返還免除の申請は、毎年4月1日～15日に行う必要があります。

ただし、返還すべき奨学資金を滞納しているとき、繰上返還や一括返還を行うときは申請できません。

#### 【申請に必要な書類】

- ①奨学資金返還免除申請書
- ②添付書類（4月1日以降に発行された住民票の写し）

(2) 奨学生または奨学生であった者が死亡または重度障害等のため奨学資金を返還することができなくなったとき

奨学会の審査を経て、奨学資金の全部または一部の返還が免除されます。

**【申請に必要な書類】**

- ①返還免除申請書
- ②添付書類（申請内容が事実であることを証明する書類）

**■奨学資金の辞退について**

奨学生は奨学資金の貸与を受けている間、いつでも辞退を申し出ることができます。

**【申し出に必要な書類】**

- ①辞退申出書

## 様式集

- ・奨学資金貸与申込書（様式第 1 号）※記入欄は両面あります
- ・誓約書（様式第 3 号）
- ・振込口座届出書（様式第 4 号）
- ・異動届（様式第 5 号）
- ・辞退申出書（様式第 7 号）
- ・借用証書（様式第 8 号）
- ・奨学資金返還猶予申請書（様式第 10 号）
- ・奨学資金返還免除申請書（様式第 12 号）

## ○由布市・田北奨学資金の家計基準について

## 【国公立大学】

区 分	県内の学校	県外の学校
世帯人数	世帯の給与収入の目安	
2人	911万円	958万円
3人	837万円	894万円
4人	919万円	972万円
5人	1,125万円	1,219万円

## 【私立大学】

区 分	県内の学校	県外の学校
世帯人数	世帯の給与収入の目安	
2人	964万円	1,011万円
3人	901万円	955万円
4人	978万円	1,025万円
5人	1,231万円	1,325万円

## 【国公立短期大学】

区 分	県内の学校	県外の学校
世帯人数	世帯の給与収入の目安	
2人	893万円	943万円
3人	819万円	876万円
4人	901万円	957万円
5人	1,095万円	1,189万円

## 【私立短期大学】

区 分	県内の学校	県外の学校
世帯人数	世帯の給与収入の目安	
2人	943万円	990万円
3人	876万円	933万円
4人	957万円	1,004万円
5人	1,189万円	1,283万円

## 【国公立専修学校（専門課程）】

区 分	県内の学校	県外の学校
世帯人数	世帯の給与収入の目安	
2人	990万円	990万円
3人	933万円	933万円
4人	1,004万円	1,004万円
5人	1,283万円	1,283万円

## 【私立専修学校（専門課程）】

区 分	県内の学校	県外の学校
世帯人数	世帯の給与収入の目安	
2人	942万円	987万円
3人	875万円	929万円
4人	956万円	1,001万円
5人	1,187万円	1,277万円

## 【公立高等専門学校・高等学校】

区 分	県内の学校	県外の学校
世帯人数	世帯の給与収入の目安	
2人	844万円	880万円
3人	777万円	813万円
4人	864万円	899万円
5人	1,040万円	1,099万円

## 【私立高等専門学校・高等学校】

区 分	県内の学校	県外の学校
世帯人数	世帯の給与収入の目安	
2人	901万円	934万円
3人	834万円	870万円
4人	921万円	956万円
5人	1,133万円	1,192万円